

令和6年度 学校法人田村学園 多摩大学ガバナンス・コード適合（遵守）状況等

令和7年1月24日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
遵 守 項 目	適合（遵守）状況及び今後の対応方針等
1-1 建学の精神	遵守項目のとおり、全て適合している。 建学の精神・理念、建学の精神・理念に基づく人材像については、大学のホームページ、シラバス、大学案内等で広く社会に公表している。
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	遵守項目のとおり、全て適合している。 (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 大学のホームページ、自己点検報告書等で広く社会に公表している。 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて 令和2年4月1日から5ヶ年の中期計画（第3期）を策定し、計画の進捗状況は事業報告書で検証している。 令和7年4月1日から5ヶ年の中期計画（第4期）は、（第3期）の進捗状況も踏まえて策定中である。 (3) 私立大学の社会的責任等 中期計画に基づき運営基盤の整備を図り、教職員が学生と向き合うことを徹底し、多くのステークホルダーを常に意識して各取組みを推進している。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
遵 守 項 目	適合（遵守）状況及び今後の対応方針等
2-1 理事会	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、理事会は適切に運営されている。 令和6年9月の理事会において、私立学校法の改正に伴う寄附行為の一部変更（案）が承認され、手続きや管理運営制度等の見直しを図り、内部統制システム整備の基本方針等も策定中である。
2-2 理事	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、理事の責務が明確化され、寄附行為及び法令を遵守して職責を果たしている。
2-3 監事	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、監事の責務が明確化され、監事監査マニュアル・同計画等に則り職責を果たしている。
2-4 評議員会	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、諮問機関としての役割を果たしており、評議員会は適切に議事運営を行っている。
2-5 評議員	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、適切に選任され、評議員の職責を果たしている。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
遵 守 項 目	適合（遵守）状況及び今後の対応方針等
3-1 学長	遵守項目のとおり、全て適合している。 大学の最高意思決定機関である、大学運営会議の議長を務めてリーダーシップを発揮、学長の責務を果たして大学運営を行っている。
3-2 教授会	遵守項目のとおり、全て適合している。 教授会規則の定めにより、学長の諮問機関として教育研究の重要な事項を審議している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
遵 守 項 目	適合（遵守）状況及び今後の対応方針等
4-1 学生に対して	遵守項目のとおり、全て適合している。 建学の精神・理念に基づく教育目的等に基づき、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明確にし、その成果を自己点検報告書で公表している。
4-2 教職員等に対して	遵守項目のとおり、全て適合している。 教授会の下にある各種委員会の副委員長に職員を配置し、教職協働で教学運営を行っている。 FD、SD活動は、全体方針共有会等の事業計画に基づき積極的に行っている。
4-3 社会に対して	遵守項目のとおり、全て適合している。 (1) 認証評価及び自己点検・評価 令和2（2020）年度に公益財団法人 日本高等教育評価機構の認証評価を受審し適合となっている。 自己点検は毎年実施してPDCAを回しており、自己点検報告書は大学のホームページ、印刷物として公表している。 (2) 社会貢献・地域貢献 学長主導の「現代世界解析講座」の開講及び「産官学民連携センター」の設置により、大学の知の産物を社会、地元地域に還元している。

4-4 危機管理及び法令遵守	遵守項目のとおり、全て適合している。 (1) 危機管理のための体制整備 首都直下地震や感染症蔓延等の緊急事態において業務を継続するための対策として、 ①防災・防犯対策は、学校ごとに危機管理マニュアルを整備し、毎年教職員、学生等に対して防災訓練を行っている。 ②情報セキュリティ対策は、令和4年10月に学校法人で情報セキュリティ基本方針を制定し、必要な措置を講じている。 ③新型コロナウイルス感染症対策は、学校ごとに感染防止対策を整備し、クラスターの発生を抑止する対策を講じている。 大学は、感染防止の対応をホームページで公表している。 (2) 法令遵守のための体制整備 理事長のリーダーシップの下、公益通報規程を整備し、教職員は就業規則に則りコンプライアンスを遵守して職務に取り組んでいる。
第5章 透明性の確保（情報公開）	
遵 守 項 目	適合（遵守）状況及び今後の対応方針等
5-1 情報公開の充実	遵守項目のとおり、全て適合している。 (1) 法令上の情報公表 ①シ（大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援）については、自己点検報告書「基準2学生」に記載して公表している。 ①シ以外は、情報公開規程に則り、第3条別表で公開するとした情報は大学のホームページで公表している。 (2) 自主的な情報公開 自己点検報告書、内部質保証の方針、評価の指標(アセスメント・ポリシー)を大学のホームページで公表している。 (3) 情報公開の工夫等 寄附行為及び情報公開規程に則り、大学のホームページ公開に加えて、法人本部事務局に備え置き、請求申請があれば閲覧に供している。 学生ハンドブック、シラバス及び大学案内等も活用、情報公開している。